

上里町放課後子供教室推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子供たちが放課後及び週末等に安全かつ安心して、異年齢で勉強や体験活動・スポーツ・文化活動を行える場所を整備すると共に、地域の方々の参画・支援を得て行う大人との交流を通して、心豊かで元気な子供を育成することを目的に、実施する「上里町放課後子供教室推進事業（以下「事業」という。）」に関し必要な事項を定めるものである。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、上里町・上里町教育委員会とする。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) のびっ子教室（平日の放課後）

ア 放課後の居場所を設け、宿題や読書など学習活動や様々な遊びを通しての異年齢交流に関すること。

(2) ちゃれんじクラブ（土・日、長期休業日）

ア 体験活動やスポーツ、文化活動等の異年齢での体験活動に関すること。

イ 地域住民や異年齢の子供たちの交流活動に関すること。

(3) わんぱく合宿塾

ア 子供たちが親から離れて異年齢での共同生活や地域での体験活動をする通学合宿に関すること。

(4) その他、目的達成のための活動に関すること。

(実施場所)

第4条 事業は、町内の小学校等の公共施設や体験活動に相応しい場所で行うものとする。

(対象者)

第5条 事業の主な対象者は、町内在住または在学の小学校児童（以下「児童」という。）とする。

但し、のびっ子教室の対象者については、児童クラブや学童保育に所属する児童を除く、実施小学校の児童とする。

(参加登録)

第6条 事業に参加しようとする児童の保護者は、安全確認等のため「上里町放課後子供教室参加申込書（様式1）」を教育委員会に提出し、登録する。

(保険加入)

第7条 のびっ子教室に参加登録する児童は、傷害・賠償保険に一括加入するものとし、その費用は保護者が負担するものとする。

(運営委員会)

第8条 事業の運営方法等を検討するため、「上里町放課後子供教室推進事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）」を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる事項を所管する。

(1) 事業計画の策定

- (2) 安全管理方策の検討及び調査
- (3) 広報活動方策の検討及び調査
- (4) ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策の検討及び調査
- (5) 活動プログラムの企画
- (6) 事業実施後の検証及び評価
- (7) その他事業の運営に関し必要な事項

3 運営委員会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者または組織・機関から、
適当と認めるものを教育委員会が委嘱・任命する。

- (1) 放課後子供教室
- (2) 上里町PTA連合会関係者
- (3) 上里町子ども会育成会関係者
- (4) スポーツ少年団関係者
- (5) 第12条に規定するコーディネーター
- (6) 学校関係者
- (7) 行政関係者
- (8) 学識経験者

4 委員の任期は、1年とし再任を妨げない。但し、委員が欠けた場合における補欠委員は、前任者の残任期間とする

5 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

6 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

7 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。

(運営委員会の会議)

第9条 運営委員会は、教育長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(作業部会)

第10条 効果的な事業実施や広報活動を円滑に行うため、運営委員会の中に作業部会を置く。

(実施体制)

第11条 事業を効果的かつ安全に実施するため、コーディネーター、教育活動サポーターや教育活動推進員を配置する。また、地域の大人の参加協力が得られるよう努めることとする。

(コーディネーター)

第12条 コーディネーターは、事業の円滑な運営、総合的な調整を行うため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 事業の総合的な調整
- (2) 放課後児童クラブ、関係機関・団体等との連携や調整
- (3) 事業の活動プログラムの企画・策定等
- (4) 地域の協力者や保護者等に対する参加呼びかけ
- (5) その他、事業の実施に関し必要な事項

(教育活動サポーター)

第13条 教育活動サポーターは、現場の監督、安全管理、学習、体験活動、遊び等の指導を行うものとする。

2 教育活動サポーターは、児童の権利に十分留意し、心豊かで元気な子供を育成するため、子供たちが放課後及び週末等に安全かつ安心して、異年齢で勉強や体験活動、スポーツ・文化活動を行える場所づくりと指導に寄与するよう努めなければならない。

3 教育活動サポーターとして、登録を希望するものは、「上里町放課後子供教室推進事業教育活動サポーター登録書(様式2)」を教育委員会に提出するものとする。

(教育活動推進員)

第14条 教育活動推進員は、放課後等における学習や体験・交流活動等のプログラムの企画から準備、実施までを中心となって実施する。

(守秘義務)

第15条 コーディネーター、教育活動推進員並びに教育活動サポーターは、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その役割を退いた後も、同様とする。

(運営委員会委員等の謝金)

第16条 教育委員会は、運営委員会の委員、コーディネーター、教育活動サポーター、教育活動推進員並びに講師に対し、当該役割に従事した場合予算の範囲内において謝金を支払うものとする。

(庶務)

第17条 事業の庶務は、生涯学習課において処理する。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則 この要綱は、平成20年 4月1日から施行する。〔町長決裁〕

附則 この要綱は、平成25年 4月1日から施行する。〔町長決裁〕

附則 この要綱は、平成28年 4月1日から施行する。〔町長決裁〕

附則 この要綱は、平成29年 4月1日から施行する。〔町長決裁〕

附則 この要綱は、令和 4年 4月1日から施行する。〔町長決裁〕

様式 1

上里町放課後子供教室推進事業『○○○○参加申込書』

(ふりがな) 児童氏名		性 別 男 女	生年月日 平成 年 月 日		学 年
保護者氏名		連 絡 先	自 宅	TEL	
住 所	上里町大字		緊 急	TEL	
(参加させるにあたって知っておいて欲しいこと)					
保険に加入します。					

様式 2

上里町放課後子供教室推進事業教育活動サポーター登録書

氏 名		生年月日	年 齢	性 別
(ふりがな) (氏 名)				男 女
住 所				
連絡先	TEL			
特技・指導可能内容				